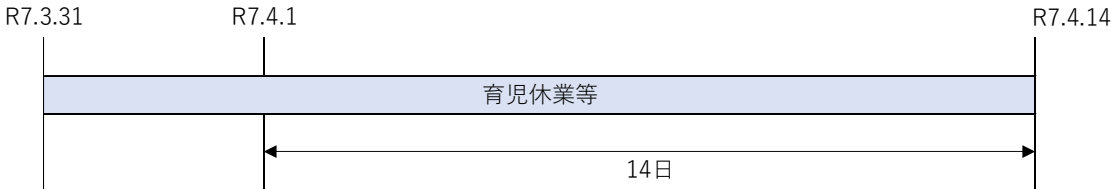


育児休業支援手当金の経過措置に係る具体例

※以下、令和7年4月1日を施行日と記載します。

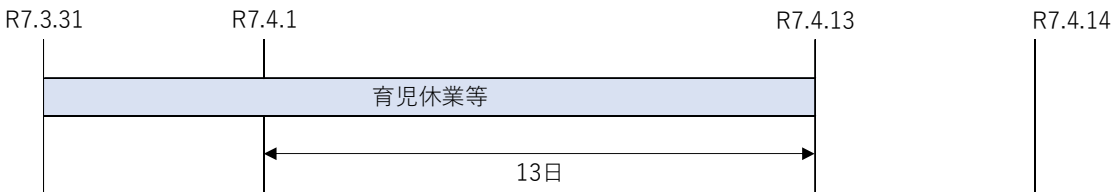
＜申請者の育児休業等について＞

【例1】 施行日以後の期間のみで、育児休業等をした日数が通算して14日以上



→ 支給要件を満たします。

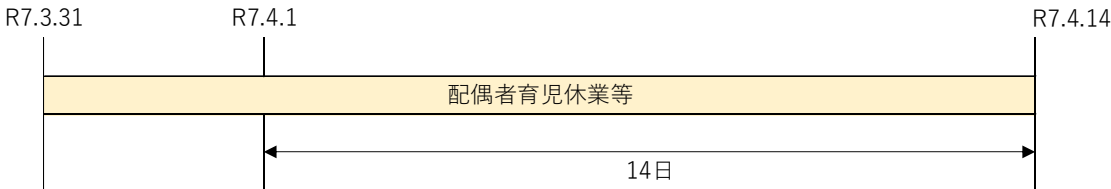
【例2】 施行日より前の期間も含めて、育児休業等をした日数が通算して14日以上



→ 支給要件を満たしません。

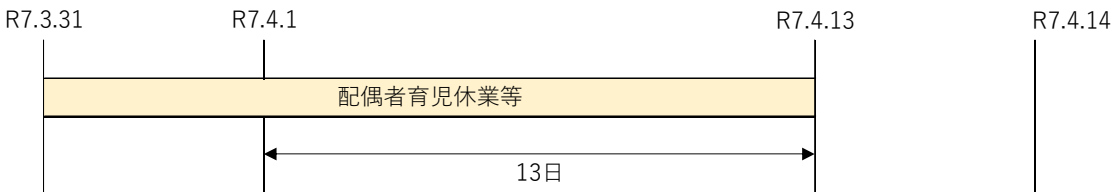
＜配偶者の育児休業等について＞

【例3】 施行日以後の期間のみで、配偶者育児休業等をした日数が通算して14日以上



→ 支給要件を満たします。

【例4】 施行日より前の期間も含めて、配偶者育児休業等をした日数が通算して14日以上



→ 支給要件を満たします。

＜配偶者のない状況について＞（子の出生日：R7.2.3）

【例5】施行日に、配偶者のない状態となったとき

R7.2.3		R7.3.31		R7.4.1
	配偶者あり			配偶者なし

→ 支給要件を満たしません。

【例6】施行日より前かつ子の出生日の翌日より後に、配偶者のない状態となったとき

R7.2.3		R7.3.31		R7.4.1
	配偶者あり		配偶者なし	

→ 支給要件を満たしません。

＜配偶者の適用事業について＞（子の出生日：R7.2.3）

【例7】施行日に、配偶者が適用事業に雇用される労働者でなくなったとき

R7.2.3		R7.3.31		R7.4.1
	適用事業雇用			適用事業雇用外

→ 支給要件を満たしません。

【例8】施行日より前かつ子の出生日の翌日より後に、配偶者が適用事業に雇用される労働者でなくなったとき

R7.2.3		R7.3.31		R7.4.1
	適用事業雇用		適用事業雇用外	

→ 支給要件を満たしません。

＜配偶者の産前産後休業等について＞

【例 9】 施行日時点で、産後休業等をしている場合

R7.2.4		R7.3.31		R7.4.1
	産後休業等			産後休業等なし

→ 支給要件を満たします。

【例 10】 施行日の前日（子の出生日の翌日）時点で、産後休業等をしている場合

R7.2.3		R7.3.31		R7.4.1
	産後休業等		産後休業等なし	

→ 支給要件を満たします。

＜対象期間内に配偶者が育児休業等をする事ができない場合＞

【例 11】 出生日から 56 日を経過した日までの期間に施行日も含まれ、かつその全期間について休業不可の場合（子の出生日：R7.2.4）

R7.2.4		R7.3.31		R7.4.1
	休業不可			

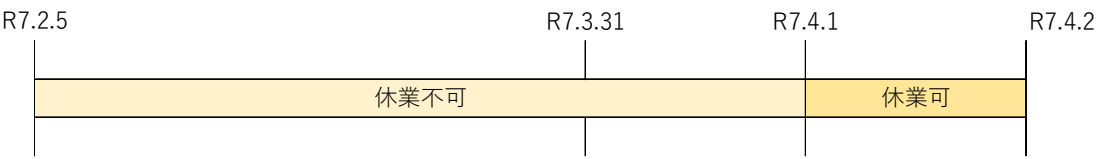
→ 支給要件を満たします。

【例 12】 出生日から 56 日を経過した日までの期間に施行日が含まれ、かつ施行日以後の全期間について休業不可の場合（子の出生日：R7.2.5）

R7.2.5		R7.3.31		R7.4.1		R7.4.2
	休業可			休業不可		

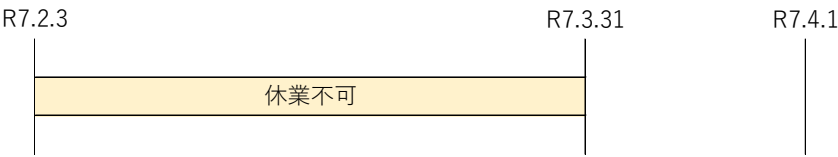
→ 支給要件を満たしません。

【例 13】 出生日から 56 日を経過した日までの期間に施行日も含まれ、かつ施行日より前の全期間について休業不可の場合（子の出生日：R7.2.5）



→ 支給要件を満たします。

【例 14】 出生日から 56 日を経過した日までの期間に施行日は含まれず、かつその全期間について休業不可の場合（子の出生日：R7.2.3）



→ 支給要件を満たします。